

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日には、その翌日)

目 次

◇告示 平成六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度（森林保全課）

鳥取県知事 西尾邑 次

平成六年十二月一日

鳥取県告示第八百一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の平成六年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

養 水源のかん	指定目的	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度 (ヘクタール)
		単位区域名	所在場所	
鳥取市	鳥取市、岩美郡、気高郡及び八頭郡 (河原町及び郡家町に限る。)	鳥取地区	鳥取市、岩美郡、気高郡及び八頭郡 (河原町及び郡家町に限る。)	一、二三一・二三
八頭郡	八頭郡（河原町及び郡家町を除く。）	八頭地区	八頭郡（河原町及び郡家町を除く。）	二、四三四・六六
倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	一、七〇八・一四
米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡（溝口町 及び江府町に限る。）	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡（溝口町 及び江府町に限る。）	七〇六・六五
日野地区	日野郡（日野町及び日南町に限る。）	日野地区	日野郡（日野町及び日南町に限る。）	一、七二七・二九
土砂の流出 の防備	鳥取	鳥取	鳥取	六九・二六
米子	倉吉	米子	倉吉	四三・四〇
岩美	岩美	岩美	岩美	九九・八〇
国府	国府	岩美郡国府町	岩美郡国府町	〇・三〇
福部	福部	岩美郡福部村	岩美郡福部村	六・〇六
郡家	郡家	八頭郡郡家町	八頭郡郡家町	一三・六四
船岡	船岡	八頭郡船岡町	八頭郡船岡町	二・〇〇
八東	八東	八頭郡八東町	八頭郡八東町	四・六六
若桜	若桜	八頭郡若桜町	八頭郡若桜町	一四・八二
河原	河原	八頭郡河原町	八頭郡河原町	一二・八〇
八頭郡智頭町	八頭郡用瀬町	八頭郡用瀬町	八頭郡用瀬町	一五・一二
八頭郡佐治村	八頭郡佐治村	八頭郡佐治村	八頭郡佐治村	一・四六
氣高郡鹿野町	氣高郡鹿野町	氣高郡鹿野町	氣高郡鹿野町	二・九二
氣高郡青谷町	氣高郡青谷町	氣高郡青谷町	氣高郡青谷町	八四・六五
青谷	青谷	青谷	青谷	一・三〇
鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	九・五三
氣高	氣高	氣高	氣高	九・五三
智頭	智頭	智頭	智頭	九・五三
佐治	佐治	佐治	佐治	九・五三
用瀬	用瀬	用瀬	用瀬	九・五三

干害の防備		赤波	池ノ内下平	明見谷東平	喜才谷山	長谷	栗尾	大原	志津	高路	日南	日野	江府	溝口	西伯	岸本	淀江	西伯郡赤崎町	東伯郡北条町	北条	関金	三朝	東郷	泊
八頭郡用瀬町大字赤波	八頭郡船岡町大字水口字池ノ内下平	八頭郡船岡町大字殿宇明見谷喜才谷山	岩美郡岩美町大字長谷	倉吉市大原	倉吉市栗尾	鳥取市高路	倉吉市志津	志津	高路	日南	日野	江府	溝口	西伯	岸本	淀江	西伯郡淀江町	東伯郡東伯町	東伯郡北条町	東伯郡東郷町	東伯郡三朝町	東伯郡東郷町	東伯郡泊村	
一・五	一・五	○・九六	○・四〇	四・一六	○・六八	一・八二	○・三〇	一一・五八	一三・三八	三・七八	四・四六	五・二二	六・三四	六・一四	六・三二	○・〇四	一九・〇〇	一・四〇	五八・四七	○・一四	一六・九二	五〇・三六	四四・八九	○・〇六